

5 野菜共同育苗施設

1 野菜共同育苗施設の内容

播種プラント、出芽施設、接木装置、
緑化温室等

2 事業実施主体

市町、農業協同組合連合会、農業協同組合、
農業公社、土地改良区、農事組合法人、農事組
合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、そ
の他農業者の組織する団体等

3 事業採択要件

受益農家及び事業参加者が、原則とし
て5戸以上

作付面積要件：露地野菜 10ha、施設野菜 5ha、かんしょ 50ha、ばれいしょ 10ha
(中山間地域等は露地野菜 5ha、施設野菜 3ha、かんしょ 10ha、ばれいしょ 10ha)

原則として総事業費が5千万円以上

整備による効用ですべての費用を償うこと

産地構造改革計画及び経営改革計画が策定され、農林事務所長が受理していること
成果目標の基準をみたしていること



4 補助率

補助率 事業費の1/2以内または1/3以内

5 達成すべき成果目標基準

採択は成果目標と現況値からなる「配分基準」等に応じて得られるポイントの高い順。
配分基準は事業内容ごとに設定された中から2つまで選択する。

(配分基準の例)

上位規格品の割合を3ポイント以上増加。市場卸売価格に対して3%以上高い

ブランド野菜の割合を5ポイント以上増加

10a当たり収量を3%以上増加

生産コストを5%以上縮減

労働時間を5%以上縮減

契約取引の割合を5ポイント以上増加

加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加

出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加

目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減

< 問い合わせ先 >

静岡県 農林事務所 (課)

電話： - - - - - 、FAX： - - - - -

静岡県経済産業部農林業局みかん園芸課

電話：054-221-2733、FAX：054-221-1351

詳細については<問い合わせ先>にお問い合わせください